地方自治法第 199 条第 7 項の規定による財政援助団体監査、出資団体監査、指定管理者監査を実施したので、同条第 9 項及び第 10 項の規定に基づき、別紙のとおり公表します。

令和4年11月22日

西宮市監査委員 石 原 俊 彦 西宮市監査委員 佐 竹 令 次 西宮市監査委員 板 戸 史 朗 西宮市監査委員 八 木 米太朗

付 記

報告監第5号 令和4年度第2回 監査結果報告書

(阪急バス株式会社・西宮市土地開発公社・

社会福祉法人西宮市社会福祉事業団)

西宮市長 石 井 登志郎 様 西宮市議会議長 坂 上 明 様

本報告書は、西宮市監査基準に準拠して行った、令和4年度第2回目の監査の結果に関する報告です。地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定に基づく財政援助団体監査、出資団体監査及び指定管理者監査を実施した部局等についての結果に関する報告を、同条第12項の規定に基づき、合議により次のとおり決定しましたので、同条第9項及び第10項の規定に基づき、意見を添えてこれを市長及び議会に提出します。

なお、本監査における個別指摘事項について措置を講じられたときは、 同条第 14 項の規定に基づき、その旨を監査委員宛に報告していただく 必要があります。

令和4年11月21日

西宮市監査委員 石 原 俊 彦 西宮市監査委員 佐 竹 令 次 西宮市監査委員 板 戸 史 朗 西宮市監査委員 八 木 米太朗

目 次

指定管理	里者	監査結果報告(社会福祉法人 西宮市社会福祉事業団)
第 1	監	≦の対象⋅・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第 2	監	室の期間及び方法等······24
第 3	監	室の結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
	1	指定管理の概要24
:	2	業務の改善・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
;	3	業務の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第 4	要点	女善事項·············29
	1	指定管理者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
:	2	所管部局············29
第 5	監	≦委員の意見············30
	1	指定管理者30
:	2	所管部局······31

凡 例

- 1 各表中の符号は、次のとおりである。
 - 「0」「0. 0」は、0又は単位未満のもの。 「 \triangle 」は、減少・低下。

 - 「一」は、算出不能・不要。
- 2 文中及び表中に用いている比率は、原則として小数点以下第2位を四捨五入してい る。このため、合計と内訳の計、差引きが一致しない場合がある。
- 3 文中及び表中に用いている数値で、千円単位又は万円単位で表示しているものは、 単位未満を切り捨てている。このため、合計と内訳の計、差引きが一致しない場合が ある。
- 4 原則として、「第3 監査の結果」以降の文中の元号表記については「令和」を省略 し、表中については、全ての元号を省略している。

指定管理者監查結果報告 (社会福祉法人 西宮市社会福祉事業団)

第1 監査の対象

西宮市立介護老人保健施設「すこやかケア西宮」(以下「すこやかケア西宮」 という。)の指定管理者、社会福祉法人西宮市社会福祉事業団(以下「事業団」 という。)における、主として令和3年4月1日から4年3月31日までの期間 に執行された公の施設の管理運営に関する出納その他の事務を対象に監査を 実施した。

監査の実施に際しては、事務の執行状況について、入手可能な直近の数値 を用いるよう努めた。

第2 監査の期間及び方法等

令和4年8月15日から監査事務局職員による監査を開始し、監査委員による書面監査とともに同年10月13日にヒアリングを行い、その後、結果報告の審議を行った。

監査の実施にあたっては、対象事務について、合法性、合規性、経済性、効率性、有効性の観点から実施した。

第3 監査の結果

1 指定管理の概要

(1) 指定管理者

名 称	社会福祉法人 西宮市社会福祉事業団
代表者	理事長 阪本 興司
所 在 地	西宮市上甲子園 5 丁目 7 番21号
指定期間	平成31年4月1日から6年3月31日まで

(2) 対象施設

名	称	西宮市立介護老人保健施設「すこやかケア西宮」
所在地		西宮市林田町7番17号
施設概要	開設日	平成9年5月7日
	定員	長期入所 90名 短期入所 10名 通所定員は、1日当たり利用定員40名
業務日時	開所日及び 利用時間	365日、24時間 ※通所の場合は、月曜日から土曜日の午前9時から午後 5時まで。(12月31日から翌年1月3日までを除く)

すこやかケア西宮は平成9年に開設され、計画・準備段階から参画していた 事業団へ運営委託されていた。

平成18年からは指定管理者制度へ移行した上で、事業団が指定管理者として、引き続き施設管理と運営を担っている。

現在の指定期間は平成31年4月1日から6年3月31日までである。

(3) 指定管理業務

指定管理者が行う業務は、西宮市立介護老人保健施設条例(以下「条例」という。)第9条に規定されている。主なものは、介護保険法に規定されている通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護保険施設サービスなどの事業と、施設及び設備の維持管理の業務である。指定管理業務の範囲や内容及び修繕などの経費の負担については、基本協定書と業務仕様書により定められている。

(4) 指定管理料

すこやかケア西宮は介護保険制度の適用を受け、介護保険制度による利用 料収入を財源としており、独立採算制で指定管理業務を行っているため、市は 指定管理料を支出していない。 ただし、大規模修繕などについては、市側が費用負担し、施設の軽微な修繕 は指定管理者側に任せている。

大規模か軽微なものかの判断については、基本協定書第11条や第22条、業務 仕様書第9項により両者の協議事項としている。

2 業務の改善

新型コロナウィルス感染拡大の影響を受け、3年度は大幅な赤字となったが、その打開策として、4年度より在宅強化型老健として認定を受け、利用料単価の増を実現している。また、長期入所用の空きベッドを短期入所で活用して、利用者の確保を進めるなど、黒字化に向けた努力を行っている。

利用者へのサービス面では、感染拡大に伴い、利用者と家族の面会が困難な 状態が続いているため、リモートによる面会を開始し、好評を得ているとのこ とである。

3 業務の実施状況

(1) 指定管理者

ア 施設管理

① 安全管理や緊急事態への対策

安全対策委員会を設置し、事故やヒヤリハットの共有、救急救命の研修や 火事、水害に備えた避難訓練を実施している。

② 衛生管理

衛生委員会を設置し、感染症対策や食中毒対策などの検討や周知を行っている。

③ 清掃や設備点検の状況

日常の清掃に加え、床洗浄やワックスなど定期清掃を実施している。また、 定期的に防火設備や空調などについて点検を行っている。

イ 備品管理

基本協定書第18条に物品の貸与等に関する定めがあり、市が無償貸与す

る物品について、経年劣化等により使用不能になった場合は、市に報告の 上、指定管理者の責任で処分し、業務の遂行に必要な物品は、指定管理者の 負担で調達することになっている。

市から貸与された備品については、市の備品番号シールを貼って事業団が 購入した備品と区別し、パソコンの台帳で管理されており、廃棄手続も、市 の承認を受けたうえで、適正に行われている。

ウ現金管理

通帳や現金は、事務所内の二重に施錠された大型金庫で保管し、金庫を開閉できるのは、担当職員と、事務長の2人のみとなっている。また、受け取った現金については、原則即日、金融機関へ入金している。

工 個人情報管理

事業団の個人情報保護規定が作成されており、事務長が個人情報保護管理者となっている。個人情報の入った書類は、施錠できる場所に保管し、システムに入力された個人情報データが外部へ流出しないよう、IDやパスワードなどを設定している。

オ セキュリティ管理

夜間や時間外は、施設管理業者が時間外通用口の開錠・施錠及び来訪者の 対応と記録を行っている。警備員による21時、2時、6時の3回の巡回に 加えて、3か所のセンサーによる機械警備も行っている。

カ 事業報告書

3年度の事業報告書は、基本協定書で定める提出期限(年度終了後30日以内)内である4年4月28日付で提出されている。また、基本協定書に規定された毎月終了後の業務の実施状況も、提出されている。

キ 再委託

基本協定書第5条で、指定管理者は市の承認を得て、管理運営業務の一部 を第三者に委託して行うことができると規定されており、4件の再委託が なされているが、これらの再委託について、現在の指定期間が開始した平成 31年4月1日以降は、市の承認を得る手続が行われないまま、契約されてい る。

ク 利用者アンケート

コロナ禍で、家族と入所者の面会が困難な状況が続いているため、入所者 の意見を家族が聴取できず、アンケートに回答できないという理由で、2年 度・3年度とも、利用者アンケートが行われていない。

(2) 所管部局

ア 指定手続

指定管理者は非公募で選定し、条例、運用指針、マニュアルに則り、適正な手続を行い、平成30年12月議会の議決を経たうえで指定し、平成31年1月17日に告示している。

イ 協定書

指定管理者との間で基本協定書を締結しており、指定管理者が行う管理運営の基準、業務の範囲及び経費の負担区分について、基本協定書と業務仕様書に定めている。

また、条例にある手数料収納事務に関しては、3年度は、3年3月31日付で「令和3年度西宮市立介護老人保健施設すこやかケア西宮手数料収納事務委託契約」を締結し、3年4月1日に告示している。

ウ 再委託

再委託について、平成31年4月1日以降は、指定管理者が市の承認を得ないまま契約しているにも関わらず、それを看過し、契約内容についても詳細を把握していなかった。

工 運営評価

政策局が定める指定管理者モニタリングマニュアル(以下「モニタリング マニュアル」という。)において、モニタリングチェックシートを作成し、そ れをもとに指定管理者運営評価シートを作成することとなっているが、モニタリングチェックシートを作成することなく、指定管理者運営評価シートを 作成していた。

第4 要改善事項

市が指定管理料を支出していないため、主に施設の管理運営が基本協定書及び条例に基づき適正になされているかに主眼をおいて監査を実施したが、 監査期間中、施設内で新型コロナウィルスによるクラスターが発生し、現場に立ち入ることができず、書面監査が中心となった。その範囲において、施設の運営に関しては、適正に執行されていることが確認されたが、手続面に関して以下の不備が見られた。

以下の内容については、早急に措置を講じるよう求める。

1 指定管理者

(1) 再委託

基本協定書第5条によれば、再委託には、市の承認が必要とされているにもかかわらず、その手続を怠ったまま、契約を締結していた。基本協定書に記載された事項については、厳格に遵守したうえで、業務を執行されたい。

(2) 利用者アンケート

コロナ禍を理由として、2年度より利用者アンケートが行われていない。 リモートによる面会も開始されていることから、ICTの活用など手法を 工夫し、利用者の意見の把握に努められたい。

2 所管部局

指定管理者制度は、市が公の施設を民間事業者に譲り渡すものではなく、市の事業としての施設の管理を指定管理者に行わせるものである。したがって、その事業のモニタリングは、指定管理者が市との基本協定書や業務仕様書に従って業務を行っているかという観点から行うとともに、市の事業としてふ

さわしい運用となっているかという観点からも行わなければならない。

(1) 協定書の遵守

指定管理者が市の承認を受けずに再委託の契約を締結していたことについては、それを見落とした市側にも落ち度がある。モニタリングマニュアルやモニタリングチェックシートには、このような具体的な項目の記載はないが、基本協定書や業務仕様書に従って業務を行うべきことは当然のことであるので、常にこれらの取決めに即した業務が行われるよう、責任をもって監督されたい。

(2) 指定管理者の業務の評価

モニタリングマニュアルの指定管理者運営評価シートの様式では、指定管理者が営利企業でない場合には、「指定管理者の安定性や継続性の評価」は必須とはされていない。しかし、監査の過程で所管部局に確認したところ、指定管理者には「安定性や継続性があることが望ましい」との回答であった。

市の重要な施設の管理を任せる以上、指定管理者の経営に安定性や継続性が求められることは当然である。モニタリングマニュアルでも、営利企業以外の指定管理者について安定性や継続性の評価を行うことを禁じているわけでない。したがって、所管部局として安定性や継続性が求められると考えるのであれば、その評価を行うべきである。

第5 監査委員の意見

1 指定管理者

事業団としての設立の経緯や目的、さらには長年にわたる経験と実績により、安定的に指定管理業務を遂行されている。しかし、今回のコロナ禍により、経営状況は悪化しており、かつ、今回の指定管理者選考にあたっても、市からすこやかケア西宮事業単体としての収支に不安が示されているところである。

所管部局に関する要改善事項でも述べたように、指定管理者の経営状況は、 当該公の施設を運営する事業の安定性に直結することから、現に行われてい る在宅強化型老健としての取組みなど、黒字化に向けての経営努力を継続さ れたい。

2 所管部局

要改善事項では、モニタリングに関して、指定管理者の安定性や継続性の評価に限って言及したが、それ以外の項目も含め、モニタリングマニュアルに従いさえすればよいという傾向が見受けられた。また、モニタリングマニュアルでは作成することとなっているチェックシートも作成していなかった。

さらには、指定管理者運営評価シートの作成に係る決裁文書を確認したところ、評価シートの案が添付されているだけで、評価の基となった資料は添付されておらず、かつ、その評価に至った経緯についての説明の記載はなかった。

今回は、モニタリングマニュアル自体は監査対象としていないが、モニタリングマニュアルは、各指定管理業務に共通の項目を中心に作成されるものであるため、それぞれの公の施設に適合した項目が網羅されることはありえない。したがって、所管部局としては、市全体の最大公約数的な事項を定めたモニタリングマニュアルだけに頼るのではなく、各施設の目的や態様に照らし、何が求められるかという観点で独自の評価項目を設けるなど、主体的なモニタリングに取り組まれたい。